市民・文化観光・消防委員会資料 和 3 年 2 月 1 5 日 消 防 局

横浜市火災予防条例の一部改正

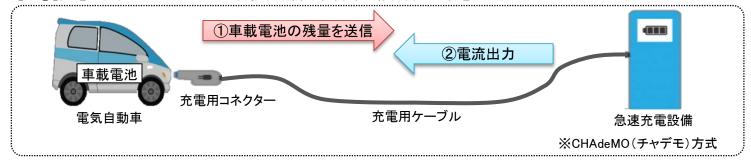
(急速充電設備の基準の改正)

改正概要

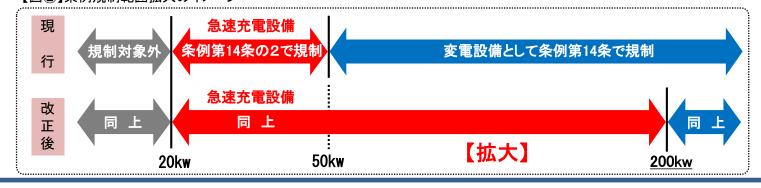
急速充電設備とは、電気自動車の車載電池の残量に応じた充電電流を出力し、充電が完了すると自動的に 停止する設備です。

現行条例では、規制対象とする急速充電設備の全出力の範囲を、20kWを超え上限を50kw以下としています。 今回の改正では、国の省令改正に伴い、規制対象とする急速充電設備の全出力の範囲を、20kWを超え上限を 200kw以下に拡大するとともに、火災予防上必要な措置を定めるものです。

【図①】充電の仕組みのイメージ(※総務省消防庁検討部会報告書の内容を基に作成)



【図②】条例規制範囲拡大のイメージ



改正内容(1) (急速充電設備の位置、構造及び管理の基準関係【条例第14条の2関係】)

(1) 新たに設ける基準

総務省消防庁による「急速充電設備の全出力の拡大に伴う火災予防上のリスク評価」(以下「火災予防上の リスク評価」といいます。)を踏まえ、新たに設ける基準です。

火災予防上のリスク評価 ※出典:総務省消防庁検討部会報告書			
ア 電気自動車等への充電操作中に			1
<u>コネクターが落下し、損傷</u> する			
ことによる出火事故リスク			落
 【表】充電用コネクター及びケーブルの 仕様比較表			を制用
	100kW超級の例	50kW級の例	有 ま
最大外径	約40mm 約1.	3倍 約31mm	4
コネクター 重量	約1.4kg 約1.	8倍 約0.8kg	
ケーブル 重量	約2.80kg/m <mark>約1.</mark>	9倍 約1.46kg/m	

新たに設ける基準

急速充電設備の操作の際に、 電用コネクターが意図せず 下することを防止する措置 講ずること。ただし、充電 コネクターに十分な強度を するものにあっては、除き す。

1

【写真①】充電用コネクター(落下防止のための 持ち手があり両手で保持できるタイプ)



※出典: CHAdeMO協議会第32回整備部会資料

火災予防上のリスク評価

※出典:総務省消防庁検討部会報告書

- イ 発熱防止のため、充電ケーブル 内の管等に<u>冷却液を循環</u>させる 機能等を持つ急速充電設備に おいて、<u>冷却液が漏れること</u> による、次の3つのリスク
 - ・内部基板等が損傷し出火する リスク
 - ・充電ケーブルが過熱され 使用者が火傷するリスク
 - ・充電用コネクターが、冷却液で 濡れた状態で、充電操作し 感電するリスク

新たに設ける基準

<u> 充電用ケーブルに冷却液を用いる急速充電設備</u>は、以下の措置を講ずる こと。

- ① 冷却液が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を 与えない構造とすること。
- ② 冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とすること。
- ③ これらの異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に 停止させる措置を講ずること。

【写真②】漏れた冷却液が内部基板等の機器に 影響を与えない構造の例



※出典: CHAdeMO協議会第32回整備部会資料(日本経済新聞掲載)

ウ 複数の充電ケーブルにより2台 以上の電気自動車等に同時に充電 できる急速充電設備の、充電出力 を切り替える開閉器(スイッチ) が、熱により固着すること等に より短絡(ショート)し、配線や 充電用ケーブルの焼損等が生じる リスク

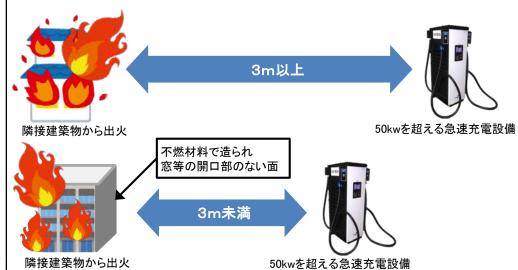
複数の充電ケーブルにより2台以上の電気自動車等に同時に充電できる急速充電設備は、以下の措置を講ずること。

- ① 出力の切替えを行う<u>開閉器の異常を自動的に検知する構造</u>とする こと。
- ② 当該開閉器の<u>異常を検知した場合には</u>、急速充電設備を<u>自動的に</u> 停止させる措置を講ずること。

エ 急速充電設備が、外部の火災に より長時間高温にさらされて出火 し、更に隣接する他の建築物に 延焼する、延焼媒介となるリスク 屋外に設ける急速充電設備(全出力50kw以下のものや、安全装置(漏電 遮断器)が設置されているなど消防長が認める延焼防止措置が講じられているものを除く。)は、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。

ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに</u>面する場合を除きます。

【図⑤】建築物からの距離の確保と除外規定(ただし書き)のイメージ



【図④】外部の火災により長時間高温に さらされて出火するイメージ





隣接建築物から出火 50kwを超える急速充電設備

(2) 蓄電池を内蔵している急速充電設備に関する基準

急速充電設備の全出力の拡大に伴い、急速充電設備に内蔵される蓄電池の容量も増加する傾向にあることから、火災予防上のリスク評価を踏まえ、蓄電池を内蔵している急速充電設備について、現行の基準に付加又は新たに設ける基準です。

火災予防上のリスク評価 ※出典:総務省消防庁検討部会報告書	現行基準	改正後の基準 ※下線部分が現行の基準に付加又は 新たに設けられるもの
ア 低温下で蓄電池を充電する ことで内部短絡 (ショート) が発生して蓄電池が発熱する リスク 【図⑥】低温下の充電による内部短絡 のイメージ 正極(プラス) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① 異常な高温とならないこと。 ② 異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。	 ① 異常な高温とならないこと。 ② - 1 温度の異常を自動的に検知する 構造とすること。 ② - 2 異常な高温又は低温を検知した 場合には、急速充電設備を自動的 に停止させること。
イ <u>電圧及び温度センサー、</u>	(該当する規定はありません。)	制御機能の異常を自動的に検知する 構造とし、制御機能の異常を検知した 場合には、急速充電設備を自動的に 停止させること。

3 改正内容②(届出関係【条例第74条】)

全出力が50kwを超える急速充電設備は、消防署長に、設置又は変更の届出をすることを新たに義務化します。

4 施行期日

令和3年4月1日

※ 施行期日前に設置又は工事中の急速充電設備については、改正規定を適用しません。